

同和問題(部落差別)の正しい理解のために

人権が すべての人に保障される 地域社会の実現を めざして

県民のみなさんへ

日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地*1により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(第14条)と法の下の平等をうたっています。しかし、現実の社会では、障がい者に対する差別、外国籍県民に対する差別などさまざまな差別が生じています。

なかでも、同和*2問題(部落差別)は、被差別部落(同和地区)の 出身であるというだけで、不当に差別され、社会的な不利益を受けてい る問題です。

この問題の解決は、国および地方公共団体の責務であると同時に、私たちみんなの課題です。ところが、いまだに「自分には関係がない」、「そっとしておけばいいのに」といった考えを持っている人が一部におり、なかなか私たち一人ひとりの課題となっていません。ここに同和問題(部落差別)の解決を遅らせる大きな要因があるといえます。

私たちは、憲法に保障されている「法の下の平等」を不断の努力に よって守り、"人権がすべての人に保障される地域社会"を一日も早く 実現していかなければなりません。

県では、平成28 (2016) 年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件を機に、県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。

この憲章にある「すべての人のいのちを大切にする」という強い思いは、同和問題(部落差別)を含むあらゆる人権施策の根幹に通じるものであり、その理念の実現にあたっては、私たち一人ひとりの取組みが大変重要です。

この小冊子は、同和問題 (部落差別) が私たち一人ひとりにとってけっして無関係ではなく、日常の生活において深い関わりがあることを正しく理解していただくために作成しました。

令和6(2024)年3月 神奈川県・神奈川県教育委員会

*1 門地:家柄、家格のこと

*2 同和:同和という言葉は、昭和天皇即位の際のことば

「人心惟 (じんしんこ) れ同 (おな) じく、民風惟 (みんぷうこ) れ和 (わ) し」

から作られたものといわれています。

同和問題(部落差別)の解決をめざして

1 同和問題(部落差別)とは

私たちは、だれもがこの世に生を受け、たった一度の生涯を、人間として尊ばれ、愛情と信頼に満ちた温かい人間関係の中で、しあわせに暮らしたいと願っています。この願いは、自分ひとりのものにとどまらず、すべての人がいつまでも、そうあってほしいという願いです。

このような、人間として当然の願いを、日本国憲法では、侵すことの できない権利、いわゆる基本的人権として、すべての人に保障していま す。

しかし、現実の社会では、こうした願いにもかかわらず、いろいろな面で、基本的人権を侵害されている人々がいます。なかでも、被差別部落(同和地区)の人たちは、ただその地区の出身という理由だけで、差別を受け、「基本的人権」が完全に保障されているとはいえない実態があります。

国民は、すべての基本的人権の享有*を妨げられない。この憲法が国 民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、 現在及び将来の国民に与へられる。

一 日本国憲法・第11条 一

*享有(きょうゆう):生まれながらに持っていること

同和問題(部落差別)とは、日本の歴史の中で、人為的に形作られてきた身分制度により、一部の人々が住居や職業、結婚などを制限される差別を受けてきた、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に差別されるわが国固有の人権課題です。

こうした身分による差別は、室町時代以前から一部の職業の人々が差別されていたことにはじまると考えられています。江戸時代になると江戸幕府は、武士や百姓・町人とは別な身分を制度化し、それ以前よりも強固な身分制度を確立しました。この制度の下で厳しい差別を受けていた人々は、農業を営んで年貢を納めたり、優れた技術で牛馬の皮革加工や草履・雪駄づくり、医療・医薬品製造に携わったりしたほか、城や寺社の清掃、幕府や藩の役人のもとで町や村の警備を行うなどして、社会を支えてきました。また、猿楽などの古くから伝わる芸能を継承発展させて、日本文化に大きく貢献しました。

明治4(1871)年に「解放令」(太政官布告)が出て江戸時代の身分制度は廃止され、それまで被差別身分とされていた人々は、武士や百姓・町人とともに平民となりました。しかし、多くの人々に身分差別の意識が残っており、被差別身分だった人々は、身分に伴って認められていた皮革加工などの権利が否定され、経済的に厳しい状況に置かれました。そうした状況の中で、差別から解放を求める運動が各地ではじまりました。

その後、大正11(1922)年に被差別部落(同和地区)の人々が自らの手で全国水平社を創設し、自主的解放運動が広がっていきましたが、 戦後、基本的人権を保障した日本国憲法が昭和22(1947)年に施行された後も、部落差別にかかわる事件はあとを絶ちませんでした。

この問題の解決をめざし、総理大臣の諮問機関として、同和対策審議会が設置され、昭和40(1965)年8月に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について答申が出されました。

この答申は、「同和問題は憲法に保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」として、その解決のための方策を示し、その後の同和行政の指針となっています。この答申に基づいて、同和対策の特別措置法が昭和44(1969)

年から平成14(2002)年3月まで33年間にわたり施行され、生活環境面の改善、教育文化の向上等を目的とした同和対策推進事業が推進されました。その結果、被差別部落(同和地区)の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。しかしながら現在でも差別発言、差別待遇等の事案のほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがされるといった事案が発生しています。

そこで、平成28 (2016) 年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、「現在もなお部落差別が存在する」ことを明言するとともに、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」としています。また、「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現すること」を基本理念としています。部落差別解消に向けては、私たち一人ひとりが同和問題(部落差別)に対する正しい知識を持ち、理解を深め、差別意識を解消することが大切です。

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造*1に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利*2と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

一 同和対策審議会答申 昭和40(1965)年8月 一

*1 身分階層構造:具体的には、武士と農民、町人(職人と商人)その他の身分でつくられている社会の仕組みのことです。

*2 市民的権利:移動の自由、職業選択の自由、結婚の自由、教育を受ける権利などです。

2 どんなことが起こっているの

同和対策審議会答申では、部落差別には、「心の差別」(差別的なことばや態度で相手をさげすんだり、予断と偏見から結婚や交際を避けたりするなど)と「実態の差別」(就業の不安定や住宅、道路等の環境整備の立ち遅れなど)があり、こうしたふたつの面からの差別からおこる被差別部落(同和地区)の人々の生活の厳しさが、よりいっそう「心の差別」を広げ、それがまた生活を苦しくさせるという悪循環を繰り返してきたと指摘しています。

本県でもそうした悪循環をたち切るために、現在までさまざまな対策 を講じてきました。その結果、「生活実態の差別」の解消を図る生活環 境は大きく改善するなど、着実に成果を上げてきました。しかし、「心 の差別」は、解消に向けて進んでいるものの依然として存在しています。

全国的にみると、今日でも、同和問題(部落差別)の解決を妨げるような事態がおきています。就職試験に際して、本人の能力や適性に全く関係のない本籍地(出生地)や親の職業についての質問がなされたり、また、インターネット上に、被差別部落(同和地区)の地名が流されていたという事象もおきています。これらは、憲法の趣旨に反し、特に就職に際し、重大な影響を及ぼすだけでなく、さまざまな差別を助長する悪質な差別事象です。

また、結婚等にあたって、いまでも身元調査が見うけられます。このことは、その人の人柄などを評価するのではなく、血筋や家柄にこだわる見方、考え方のあることを物語っています。このような見方、考え方を改めて、一人ひとりの人権が尊重された明るい社会を築く必要があります。

3 なぜ、いまも同和問題(部落差別)が

同和問題(部落差別)の解決を阻んでいる大きな要因として「予断」 と「偏見」があります。予断とは、自分で勝手にこうだと決めてしまう ことです。偏見とは、十分な証拠も科学的な根拠もなく、かたよった見方、 考え方をすることです。

「いまの若い人たちは、合理的な考え方をするので、いずれそのうち 部落差別はなくなるでしょう」ともいわれます。しかし、現実の生活を みるとき、意外に不合理な習慣やしきたりにこだわっていることがあり ます。同和問題(部落差別)に伴う偏見は、根拠のない言い伝えから来 ています。同和問題(部落差別)についての正しい理解をせず、人づて に聞いたことやインターネット上の情報を鵜呑みにし、頭から決めてか かってはいないでしょうか。

このようなことの繰り返しから起こる間違った見方、考え方が偏見なのです。同和問題(部落差別)が解消されないということは、ものの見方、考え方が、いまなお古くてゆがんだ考え方に左右され、それによって間違った社会意識が形づくられているということになります。部落差別を存続させている歴史的、社会的背景の問題点を正しく理解し、自ら考え、行動していく必要があります。

様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられている ···中略··· 「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

一 人権教育・啓発に関する基本計画平成14(2002)年3月閣議決定・平成23(2011)年4月一部変更 一

4 同和問題(部落差別)の解決にむけて

(1) 私たちができること

部落差別をはじめとするあらゆる差別と私たち自身は、無関係ではありません。私たちは、時に差別の加害者となったり、被害者となったりする複雑なからまりの中で生活しているのが現実です。不当な、あるいは不合理な差別によって「人間らしく」生きることを阻まれ、市民としての権利を奪われている人がいるとすれば、人権が保障されている社会とはいえません。自由で平等な社会を築き上げるのは、私たち一人ひとりの務めです。

同和問題(部落差別)は、特定の人々に限った問題だという間違った考えにより、私たち一人ひとりの問題になっていないのではないでしょうか。なにが差別にあたるのか、また、どうして差別になるのかがわかっていなければ、知らず知らずのうちにほかの人を傷つけてしまうこともあります。

同和問題(部落差別)の理解がうわべだけであり、タテマエや口先だけで差別をとらえていると、結婚など、その人自身や家族、親類にからむ身近な問題になったときにホンネがとびだすことになります。日常の生活のなかで、人の心を傷つけることばが口に出るのは、心の奥底に隠れていたホンネではないでしょうか。ホンネを変えていくことが部落差別を解決する第一歩になります。

一人の力は微々たるものかも知れませんが、理性および感性の両面から理解を深め、態度や行動に現わすことにより、周囲を変えていくことができるのも事実であり、部落差別の解消は、私たち一人ひとりの「不断の努力」によってこそ達成されるものです。その積み重ねにより、私たち一人ひとりの人権、お互いの人権が尊重される明るい社会が実現できるのです。

人権尊重の理念についての正しい理解がいまだ十分に定着していないのは、国民に、人権の意義やその重要性についての正しい知識が十分に身に付いておらず、また、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚も十分に身に付いていないからであると考える。

一 人権擁護推進審議会答申 平成11(1999)年7月 一

(2) 行政、教育の役割

すべての国民に基本的人権の享有を保障している日本国憲法の理念等から、同和問題(部落差別)の解決に果たす行政と教育の役割は極めて 重要です。

行政は、心の差別を解消するための啓発、生活実態の格差を是正する ための住宅や道路などの生活環境を改善する事業、職業訓練に係る講習 のための給付などの自立支援に関する事業など、同和問題(部落差別) を解決するためにいろいろな施策を実施してきました。

これらの事業は、部落差別の解消をめざして、人々の健康で文化的な 生活を実現していくために行われてきました。

また、教育においては、学校教育、社会教育を通して、積極的に同和問題(部落差別)に関する正しい理解と知識を身につけて、日常生活の中で態度や行動につながるよう、指導者の養成や指導内容・方法の研究、啓発用の冊子の作成等に努めてきました。教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意する必要があります。学校においては、教職員が同和問題(部落差別)の実態を正しく理解し、児童・生徒に伝えることが重要です。

差別意識の解消に向けて、教育、啓発の積極的な推進とともに、県民 の方々一人ひとりの理解と行動が求められています。

5 同和問題(部落差別)についての質問・意見から

- **Q1** 「そっとしておけば、差別はなくなるのではないか」という 意見がありますが…
- A1 「そっとしておけば、差別はなくなる」という考えでは、同 和問題(部落差別)は解決できません。

明治4(1871)年に「解放令」(太政官布告)が出されてから150年以上、昭和22(1947)年、基本的人権の保障をうたった日本国憲法が施行されてから80年近く経過した現在でも、同和問題(部落差別)に伴う偏見や差別意識が存在しています。それは、事実を正しく伝えてこなかったり、多くの人々が「できることならかかわりたくない」「傍観者でいたい」あるいは「そのうちに自然になくなるから…」などとして同和問題(部落差別)と向き合うことなく、避けてきたからです。その結果、偏見や間違った考えが人から人へと伝えられ、差別が繰り返されてきたのです。

私たちは、同和問題(部落差別)を正しく認識するとともに、一人ひとりの心の中に差別を許さない心をしっかりと育み、人権感覚豊かな生き方をすることが大切です。そして、いつも相手の立場に立って考え行動する姿勢を持ち続けることが求められます。

- **Q2** 「同和問題(部落差別)は、自分には関係ない」という意見がありますが…
- A2 同和問題(部落差別)は、被差別部落(同和地区)に生まれたという理由だけで、根拠のない言い伝えや偏見によって差別されるという問題です。皆さんも日常生活を振り返ってみて、自分に責任のない理由で、つらい思いをしたことはありませんか。

現在、同和問題(部落差別)を含めてさまざまな人権問題がありますが、これらは差別される側の問題ではなく、差別する側の問題です。人

権問題の解決に向けて求められているのは、自分が差別する人間にならないだけでなく、日常生活の中で差別を許さない行動をとることです。そのためには、同和問題(部落差別)をはじめとしたさまざまな人権問題を自分には関係ないと避けるのではなく、きちんと向き合っていくことが大切です。同和問題(部落差別)の学習をし、同和問題(部落差別)を正しく理解すれば、同和問題(部落差別)にかかわったときに差別を許さない態度をとることができます。またそれだけでなく、その学習の過程で厳しい差別の中で真剣に生きてきた人の姿にふれ、自分自身の考え方や生き方を考えることで、他の人権問題についても気づくようになります。同和問題(部落差別)を自分の問題として考えることは、皆さんの人生をより豊かにすることにつながっていくはずです。

Q3 同和問題(部落差別)についての教育ではどのような力を育むことができるのでしょうか?

A3 同和問題(部落差別)についての教育は、教育を通じて部落差別の解消をはかることを直接の目的としていますが、これを通じ、差別や偏見を見抜く合理的なものの見方、考え方を学び、差別や偏見を許さない実践力を育成してきました。その結果、部落差別だけでなく、さまざまな差別を解消していくための取組へと広がっています。同和問題(部落差別)についての教育で培った差別を許さない態度と人権感覚は、さまざまな差別を解消していくためにも活かしていくことができます。

「えせ同和行為」とはどのようなことをいいますか?

A4 「えせ同和行為」とは、同和問題(部落差別)を口実にして、「同和問題(部落差別)はこわい問題であり、できれば避けたい」という間違った意識に乗じて、企業や官公署等に「ゆすり」「たかり」

といった形で不当な利益や義務のないことを求める行為です。「えせ同和行為」は、同和問題(部落差別)に関する誤った意識を植えつける大きな原因となっています。

一 えせ同和行為に対する具体的な対応の要点 一

『基本的な態度』

- ●不当な要求は、き然たる態度で断固拒否しましょう。
- ●同和問題への取組等を口実に不当な要求を受けたときは、「今後どう すべきか法務局の処理に委ねたい」と伝え、法務局に連絡しましょう。
- ●窓口担当者に対応を任せきりにしてしまうのではなく、組織全体の問題として対応しましょう。
- ●具体的な要求を受けたときは、警察(全国暴力追放運動推進センター)、 弁護士会、法務局へ相談しましょう。

『具体的な対応の要点』

- ●面談は、当方の管理の及ぶ場所(例えば自社応接室等)で行いましょう。
- ●対応者は必ず2名以上とし、幹部職員が直接対応することは、差し控えましょう。
- 面接の場合でも電話の場合でも、話の内容を録音し、又は記録を詳細 に取りましょう。
- ●応対は、おそれず、あわてず、ゆっくりと丁寧にしましょう。
- 一 法務省人権擁護局ホームページ「えせ同和行為を排除するために」(抜粋) ―

『えせ同和行為に関する主な連絡先』

・神奈川県警察本部

(0120)797049

· 横浜地方法務局人権擁護課

(045)641-7926

・公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター「暴力相談」窓口 (045)201-8930

・神奈川県弁護士会(民事介入暴力被害者救済センター)

(045)211-7701

かながわ人権施策推進指針(抜粋)

<指針の目標>

人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざします。

<基本理念>

- 誰もが人権を侵されることなく、
 個人として尊重される社会をめざします。
- 2 誰もが機会の平等を保障され、 能力が発揮できる社会をめざします。
- 3 誰もが個性を尊重されるとともに、孤立したり、 排除されることのない、人と人とのつながりを重視した、 ともに生き、支え合う社会をめざします。

◇人権教育の推進

県民一人ひとりが、学校教育と社会教育を通じて、人権尊重の理念 についての正しい理解を深め、これを体得し、互いの多様性を認め合 う人権が真に尊重される地域社会が実現するような人権教育を総合的 に推進します。

- 1 責任を自覚しつつ自分らしく生きることができる人の育成を めざす教育
- 2 人権感覚の育成をめざす教育
- 3 人権課題の認識を深める教育
- 4 生涯学習の視点に立った教育

◇人権啓発の推進

すべての県民が、人権尊重の理念についての理解を十分深め、様々な人権課題に対し、自分自身の問題として認識すること、また人権尊重の意識が態度や行動として日常生活の中に表れ、根づくことをめざし、あらゆる機会、あらゆる場を通じて、より効果的な啓発活動を推進します。

- 1 多様な啓発活動の展開
- 2 NGO·NPO等との協働・連携
- 3 県民、企業等が行う啓発活動への支援

◇同和問題(部落差別)— 分野別施策の方向 —

同和地区・被差別部落出身者等への偏見や差別は、現在もまだ存在 しています。また、近年は、インターネットの匿名性を悪用した差別 情報の掲載等の問題など、情報化の進展に伴って、同和問題(部落差 別)に関する状況は大きく変化しています。

こうした差別を解消するためには、県民一人ひとりが同和問題(部落差別)について正しく理解し、「部落差別は許されないものである」 という認識をもつことが重要です。

そこで、差別の解消に向けて、同和問題(部落差別)についての正しい理解と認識を深めることを目的とした啓発活動等を推進します。

また、これまでの同和教育の成果を踏まえ、同和問題(部落差別) に関する正しい理解に立って偏見や差別に立ち向かう力を育てるとと もに、児童・生徒の自主性を尊重した学校教育や地域における社会教 育の実践に一層努めます。

ア 同和問題(部落差別)についての教育の推進

同和問題(部落差別)について正しい理解と認識を深め、偏見 や差別をなくすため、あらゆる機会を捉えて人権尊重の精神を基 盤とした教育を推進するとともに、差別に遭遇したときに、自ら 正しい判断に基づき行動ができる児童・生徒を育成します。

イ 同和問題(部落差別)についての正しい理解を深めるための 啓発の推進

同和問題(部落差別)についての正しい理解に触れる機会を提供するため、国、市町村、企業、団体等と連携した啓発活動を実施します。

ウ えせ同和行為の排除

えせ同和行為の排除に向けて、関係機関と連携し、正しい知識 と対処についての啓発活動を実施します。

エ 同和問題(部落差別)に関する相談体制の充実

同和問題(部落差別)に関する相談に対し、迅速かつ的確に対応するため、国、市町村、団体等と連携して、相談体制を整備します。

オ インターネット上の部落差別の解消に向けた取組み

差別的書き込みに対するモニタリングを実施し、問題のある書き込みについては、法務局を通じて削除依頼を行う等、インターネット上で行われる部落差別の解消に努めます。

同和問題(部落差別)についての意識調査

(令和5年神奈川県実施「県民ニーズ調査」)

● 県内での、同和地区出身者に対する差別についてどう思いますか? (○は1つ)

実際に見聞きしたことがあるし、今でもあると思う	9.2%
実際に見聞きしたことがあるが、今ではないと思う	7.8%
実際に見聞きしたことはないが、今でもあると思う	
実際に見聞きしたこともないし、今ではないと思う	35.6%
分からない	17.9%
	26.2%
	3.2%

●もし、あなたにお子さんがいて、そのお子さんの結婚する相手が同和 地区出身者であると分かったら、どうしますか? (○は1つ)

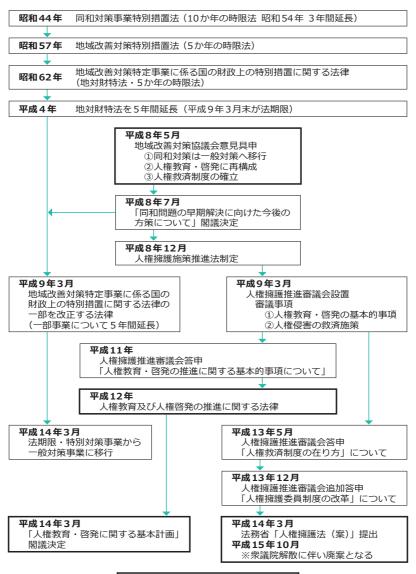
結婚相手の出自(家柄)にはこだわらない	27.4%
子どもの意思を尊重して結婚を認める	43.7%
親としては反対するが、子どもの意思が強ければ結婚を認め	ಶ 18.8%
家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない	2.1%
絶対に結婚を認めない	2.2%
無回答	5.9%

同和問題(部落差別)関係年表

年	関 係 事 項
1582(天正 10)	太閤検地(山城国など)が始まる。
1588(天正 16)	豊臣秀吉刀狩を実施する。
1603(慶長8)	徳川家康江戸に幕府を開く。
1664(寛文4)	宗門改めを全国化し、宗門人別帳を作るようになる。
1856(安政3)	岡山藩で渋染一揆が起こる。
1871(明治4)	「解放令」(太政官布告)が公布される。
1872(明治5)	壬申戸籍が作成される。
1922(大正 11)	全国水平社が創立され「水平社宣言」が出される。
1947(昭和 22)	日本国憲法が施行される。
1948(昭和 23)	世界人権宣言が出される。
1951(昭和 26)	京都市でオール・ロマンス事件が起こる。
1965(昭和 40)	同和対策審議会答申が出される。
1969(昭和 44)	同和対策事業特別措置法が公布される。
1975(昭和 50)	部落地名総鑑事件が起こる。
1976(昭和 51)	戸籍法が改正され、公開が制限される。
1978(昭和 53)	神奈川県同和教育基本方針が定められる。*1
1982(昭和 57)	地域改善対策特別措置法が公布される。
1987(昭和 62)	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する 法律(地対財特法)が公布される。
1994(平成 6)	神奈川県人権施策推進指針を策定する。
2000(平成 12)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が公布される。
2002(平成 14)	地対財特法が失効する。 人権教育・啓発に関する基本計画(法務省、文部科学省)が 閣議決定される。
2003(平成 15)	かながわ人権施策推進指針を策定する。
2013(平成 25)	かながわ人権施策推進指針を改定する。*1
2016(平成 28)	部落差別の解消の推進に関する法律が公布、施行される。
2022(令和4)	かながわ人権施策推進指針を改定(第2次)する。

^{**}1 神奈川県同和教育基本方針は、平成 25 年 3 月改定のかながわ人権施策推進指針に取り込んで整理されました。

同和対策関係法の変遷



平成28年12月

部落差別の解消の推進に関する法律





- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます



福祉子どもみらい局共生推進本部室神奈川県教育委員会(教育局行政課)

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-1111(代表)

平成16年 3月 発 行 平成17年 3月 第2刷

平成18年12月 第3刷 平成21年 3月 第4刷

平成28年 3月 第5刷

令和 6年 3月 第6刷